

平成 27 年第 2 回定例会

# 環境生活農林水産常任委員会

## 説明資料

### ◎ 議案補充説明

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 議案第 110 号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案について | 1 |
|---|--|---|

### ◎ 所管事項説明

- |    |  |    |
|----|--|----|
| 1  | 「平成27年版成果レポート（案）」について                  | 3  |
| 2  | 史跡斎宮跡東部整備事業について                        | 5  |
| 3  | 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（中間案）について            | 7  |
| 4  | 第2次三重県男女共同参画第二期実施計画の策定について             | 11 |
| 5  | 三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）（骨子案）について           | 13 |
| 6  | 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）（骨子案）について | 17 |
| 7  | 生活排水処理アクションプログラムの策定について                | 21 |
| 8  | 三重県廃棄物処理計画（骨子案）について                    | 25 |
| 9  | RDF焼却・発電事業について                         | 29 |
| 10 | 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況について             | 31 |
| 11 | 各種審議会等の審議状況について                        | 35 |

- |      |  |
|------|--|
| 別冊 1 | 「平成27年版成果レポート（案）」（環境生活部関係抜粋）           |
| 別冊 2 | 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（中間案）                |
| 別冊 3 | 三重県廃棄物処理計画（骨子案）                        |
| 別冊 4 | 請願第 4 号「三重県残土条例制定を求める件に関する請願書」にかかる説明資料 |

平成 27 年 6 月 23 日

環境生活部

(議案補充説明)

## 1 議案第 110 号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正の趣旨

マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。

### 2 概要

特定非営利活動法人の設立の認証申請に当たり、役員に係る本人確認情報を利用する場合の住民基本台帳法の引用条項を削除します。(別紙 新旧対照表を参照)

### 3 施行日

平成 27 年 10 月 5 日から施行。

○三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案		現 行	
(設立の認証申請等) 第二条 (略)		(設立の認証申請等) 第二条 (略)	
2 ～ 4 (略)	5 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。	2 ～ 4 (略)	5 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第三十条の七第五項第一号の規定により他の都道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせている場合)にあっては、指定情報処理機関)から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。
6 ～ 8 (略)		6 ～ 8 (略)	

# 1 「平成27年版成果レポート(案)」について

## ◎ 所管の施策、選択・集中プログラムについて

環境生活部が主担当である施策、選択・集中プログラムは、下表のとおりです。  
 なお、これらの施策評価表および選択・集中プログラムの取組評価表は、別冊1  
 「平成27年版成果レポート(案) 環境生活部関係抜粋」にまとめました。

施 策	進展度	別冊1の頁
132 交通安全のまちづくり	C	2頁
133 消費生活の安全の確保	B	6頁
151 地球温暖化対策の推進	C	10頁
152 廃棄物総合対策の推進	B	14頁
154 大気・水環境の保全	B	18頁
211 人権が尊重される社会づくり	A	22頁
212 男女共同参画の社会づくり	B	26頁
213 多文化共生社会づくり	B	30頁
214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	B	34頁
261 文化の振興	B	38頁
262 生涯学習の振興	B	42頁

選択・集中プログラム	進展度	別冊1の頁
緊急課題解決 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	A	46頁



## 2 史跡齋宮跡東部整備事業について

### 1 整備事業の概要について

史跡齋宮跡は、齋王の宮殿と役所が置かれた「齋宮」という全国でも類を見ない三重県独自の貴重な財産であることから、その歴史的意義を発掘調査等によって解明して保存するとともに、価値や魅力を高めるために整備を進めてきました。

平成 22 年度からは、最盛期の齋宮の壮大なスケールを実体感できるように、史跡東部の柳原地区に、復元建物等を整備しています。

#### (1) 整備の内容

##### ①復元建物（平成 27 年 7 月完成予定）

史跡東部の方格地割と呼ばれる碁盤の目状の土地区画（一区画は約 120m 四方）の一角に、「齋王」を支えた役人らが齋宮の重要な儀式を行い、都や神宮からの使いをもてなしたと考えられる、三棟（正殿、西脇殿、東脇殿）の建物とこの一面を囲む区画道路（約 15m 幅）を、発掘調査で見つかった場所そのままに、実物大で復元整備します。また、その周辺は芝生広場として整備します。

##### ②古代伊勢道（平成 27 年 12 月完成予定）

齋宮歴史博物館と平成 13 年度に整備した史跡公園「歴史ロマン広場」を結ぶ回遊路として、飛鳥～奈良時代に成立した古代の官道「伊勢道」を、発掘調査で確認された幅約 8.9m の規格と位置そのままに、延長約 350m を舗装整備するものです。

#### (2) 整備の進捗状況（事業費：国 1/2、県 1/2）

（単位：千円）

主な内容	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計	
基盤整備等	実施設計	← 整備工事 →						/
復元建物			実施設計	← 整備工事 →				
古代伊勢道					実施設計	整備工事		
その他						報告書・説明板		
整備費合計	25,750	87,824	91,638	315,789	79,661	347,120	947,782	

※ 「基盤整備等」には、土地の造成（盛土）、調整池の整備、排水対策等のほか、区画道路の復元、建物や塀の遺構表示を含みます。

## 2 完成後の利活用について

### (1) 史跡齋宮跡としての一体的な管理

- ・史跡管理者である明和町は、復元建物等の整備にあわせて、植栽の充実や案内板、便益施設等の整備を行うとともに、史跡齋宮跡等を中心とした広域的な観光ルートの設定を行うなど、齋宮跡を核としたまちの活性化に取り組んでいます。復元建物の完成後は、これを中心とするエリアを史跡公園とするなど、「いつきのみや歴史体験館」と同様に、同町において史跡として一体的に管理運営していただきます。

(明和町が進める主な整備等)

- ・平成 27 年 3 月 近鉄齋宮駅史跡公園口休憩所の整備
- ・平成 28 年度中 史跡内での(仮)地域交流センター、遊歩道等の整備

### (2) 地元関係者との連携

- ・本年 4 月には、明和町が申請した「祈る皇女齋王のみやこ 齋宮」が、文化庁より日本遺産の認定を受けました。
- ・このことも契機に、県と明和町のほか町観光協会、町商工会、<sup>いつきのみや</sup>齋宮ガイドボランティア、国史跡齋宮跡保存協会等地元団体で、積極的に情報共有を図りながら、齋宮跡への来訪者アップに向け、連携した取組を進めていきます。

## 3 今後の主な取組について

### (1) 復元建物の完成披露

- ・8 月 下旬 地元住民向け内覧会を開催
- ・9 月 26 日 例年地元で開催されている、約 3000 個のろうそくを灯して雅楽の演奏や舞を演じる「観月会」にあわせ、復元建物の竣工式を開催

### (2) 齋宮歴史博物館での展示等

9 月 26 日から 11 月 8 日まで、「よみがえる齋宮」として復元建物完成記念特別展を開催します。古代建築の魅力を伝え、いにしへの齋宮の日々を再現します。

また、こどもたちを対象とした平安時代の文化を体感できる参加型事業を行うことで、次世代の育成に取り組んでいきます。

### (3) 県内外への情報発信

関係部局とも連携し、三重県観光キャンペーン等において復元建物の完成や齋宮の PR を行います。

復元建物や齋宮を PR するためのセミナーを、三重テラスや近鉄文化サロン阿倍野において開催し、県外からの誘客につなげます。

### (4) 史跡公園のオープニング

10 月 24 日に関係団体が連携して、史跡公園「さいくう平安の杜」のオープニングを行います。今後とも地域の多様な関係者とともに知恵を出し合いながら、より効果的に活用していきます。

### 3 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（中間案）について

#### 1 改定の経緯

人権施策の総合的な推進を図るための指針として、「三重県人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という。）を平成11年に策定し、平成18年には、第一次改定を行いました。

今回の改定は、第一次改定後の人権をめぐる社会状況の変化や新たな課題への対応という点などから見直し、人権が尊重される社会の実現に向けて取組を推進しようとするものです。

#### 2 改定のポイント

子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、誤った知識や偏見に基づいた差別等、さまざまな人権問題が存在しており、また、人権をめぐる社会状況の変化等により、インターネット上での人権侵害など対応の強化が求められている課題があります。

さらに、東日本大震災等の影響による避難住民への人権の配慮、北朝鮮当局による拉致問題等への対応など新たな課題も生じていることから、こうした課題に迅速かつ的確に対応していくため、基本方針の改定に取り組みます。

#### 3 中間案の構成

中間案の構成は、別紙1のとおりです（概要については、別紙2）。

中間案の詳細は、別冊2「三重県人権施策基本方針（第二次改定）（中間案）」のとおりです。

#### 4 今後のスケジュール

7月～8月	パブリックコメント
9月	第2回人権施策審議会（最終案取りまとめ、答申）
10月	環境生活農林水産常任委員会（最終案）
11月	第2回定例会 11月定例会に議案として提出・審議等

#### （参考）

##### 新たな行動プラン（仮称）の策定

11月	第3回人権施策審議会（中間案）
12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案）
12月～1月	パブリックコメント
2月	第4回人権施策審議会（最終案）
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案）



## 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（中間案）の構成

## 第1章 基本的な考え方

- 1 基本方針改定の経緯
- 2 めざす社会
- 3 基本理念

## 第2章 人権施策の推進

- 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策  
人権が尊重されるまちづくり
- 2 人権意識の高揚のための施策
  - (1) 人権啓発の推進
  - (2) 人権教育の推進
- 3 人権擁護と救済のための施策
  - (1) 相談体制の充実
  - (2) さまざまな人権侵害への対応
- 4 人権課題のための施策
  - ・ 同和問題
  - ・ 子ども
  - ・ 女性
  - ・ 障がい者
  - ・ 高齢者
  - ・ 外国人
  - ・ 患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、  
難病患者等）
  - ・ 犯罪被害者等
  - ・ インターネットによる人権侵害
  - ・ さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の  
人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、  
貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局に  
よる拉致問題等）

## 第3章 人権施策の推進体制等

- 1 人権尊重の視点に立った行政の推進
- 2 人権施策の推進体制と仕組み

人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月1日施行）

（基本方針）

- 第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 人権尊重の基本理念
  - 二 人権に関する意識の高揚に関すること。
  - 三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。
  - 四 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

三重県人権施策基本方針

平成11年3月 策定  
平成18年3月 第一次改定

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会

基本理念

- (1) 公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会  
県民一人ひとりが尊重され、未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、地域でいきいきと活動できる社会
- (2) さまざまな文化や多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会  
それぞれの人格や個性を認め、互いの「存在」を尊重するという人権意識が定着し、全ての人が個人として尊重される社会

三重県人権施策基本方針（第二次改定）

人権をめぐる社会状況の変化や新たな課題への対応という観点から見直し、人権が尊重される社会の実現に向けて取組を推進

改定のポイント

- ①人権をめぐる社会状況の変化  
子どもや高齢者、障がい者への虐待、女性への暴力、誤った知識や偏見に基づいた差別等、さまざまな人権問題が存在  
さらに、インターネット上での人権侵害など対応の強化が求められている課題や、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災等の影響による避難住民への人権の配慮など新たな課題も生じ、迅速かつ的確な対応が急務
- ②人権施策の推進に係る取組状況の検証、基本方針の見直し  
第一次改定以降の取組の成果や課題、法制度の整備状況、県の関連計画の改定等をふまえ、「同和問題」をはじめ、「子ども」、「女性」、「障がい者」など基本方針に位置付けている個別の人権課題について、「現状と課題」、「取組項目」などの内容の見直し

第1章 基本的な考え方

- 1 基本方針改定の経緯
- 2 めざす社会
- 3 基本理念

第1章では、めざす社会の実現に向けて「めざす社会」や「基本理念」等を規定

・「みえ県民ビジョン」に掲げる「個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの夢や希望に向かって挑戦を続け、自分の住む地域やふるさとに誇りを持ち、いきいきと働き、生活の豊かさを実感する社会」を「人権が尊重される社会」の具体像と位置づけ、さまざまな主体が一体となってめざす社会の実現に向けた取組を進めていくことを明記

第2章 人権施策の推進

- 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策  
人権が尊重されるまちづくり
- 2 人権意識の高揚のための施策  
(1) 人権啓発の推進  
(2) 人権教育の推進
- 3 人権擁護と救済のための施策  
(1) 相談体制の充実  
(2) さまざまな人権侵害への対応

第2章では、めざす社会の実現に向けて、県における人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけ、施策を推進していくことを規定

・人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、「さまざまな人権課題」への、「災害と人権」、「貧困等に係る人権課題」、「北朝鮮当局による拉致問題等」の追加  
・「1 人権が尊重されるまちづくりのための施策」等について、第一次改定以降の取組の成果や課題、法制度の整備状況、県関連計画の改定等をふまえた必要な見直しの実施

「4 人権課題のための施策」に位置付けている人権課題の改定概要

- 同和問題  
同和問題の解決に向けた教育・啓発を推進していくことを明記。また、地域における人権尊重のまちづくりの取組を支援していくことなどを明記
- 子ども  
児童虐待防止法の改正等における法制度の整備状況や、「三重県子ども条例」、「子どもを虐待から守る条例」、「三重県いじめ防止基本方針」の制定等をふまえ、子どもの権利擁護と、健全な成長のための環境づくりを推進していくことなどを明記
- 女性  
女性の活躍に向けた国の新たな動きや、「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定等をふまえ、女性の活躍を推進するための職場環境づくりを推進すること、意思決定過程への女性の参画を促進していくことなどを明記
- 障がい者  
障害者基本法の改正等における法制度の整備状況や、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改定等をふまえ、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の理念の普及や、障がい者や障がいに関する理解の促進を図っていくことなどを明記
- 高齢者  
高齢者虐待防止法の制定等における法制度の整備状況や、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の改定等をふまえ、高齢者の社会参加の促進と交流、住み慣れた地域での生活を支えるためのサービス等の充実を図っていくことなどを明記
- 外国人  
外国人に関わる国の新たな動きや、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定等をふまえ、多文化共生に対する理解が深まり、文化的背景の異なる住民が共に協力しあってよりよい地域社会づくりを進めることを明記
- 患者等  
患者等の人権に関わる国における法制度の整備状況等をふまえ、患者本位の医療体制づくりを推進していくことなどを明記
- 犯罪被害者等  
犯罪被害者等のための施策に関する国の新たな動きや、「みえ犯罪被害者相談支援センター」や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の設置など、犯罪被害者等の権利や利益の保護のための施策を総合的に推進していくことを明記
- インターネットによる人権侵害  
インターネットについての今日的な状況や、「三重県青少年健全育成条例」の改正等をふまえ、インターネットの特徴と正しい理解等についての教育や啓発を推進していくことを明記
- さまざまな人権課題  
「災害と人権」など3つの人権課題を追加。また、国における法制度の整備状況や、国・県の新たな動き等をふまえ、現状と課題認識のための取組を推進すること、教育・啓発活動を推進すること、人権侵害に対応するための取組を推進することを明記

第3章 人権施策の推進体制等

- 1 人権尊重の視点に立った行政の推進
- 2 人権施策の推進体制と仕組み

第3章では、基本方針の実行を保障する推進体制及び仕組みについて規定

・第二次改定においては、めざす社会を実現するために、行政のあらゆる業務、取組に人権尊重の視点を浸透させ、人権尊重の視点に立った行政をより一層推進していくこと、県民等との「協創」による取組を推進していくことを明記

## 4 第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画の策定について

### 1 策定の趣旨

男女共同参画の取組については、第2次三重県男女共同参画基本計画（平成23～32年度）において第一期実施計画（平成24～27年度）を策定し、目標を定めて事業を実施することで、着実な推進を図ってきたところです。

平成28年3月に第一期実施計画が終了となることから、平成27年度中に第二期実施計画を策定します。

### 2 概要

#### (1) 基本方針・取組方向

第2次三重県男女共同参画基本計画で示された「めざす姿」、「施策の方向等」、「計画の重点事項」にそって進めた第一期実施計画の検証を行うとともに、第二期実施計画の施策の目標や推進方向を示します。

また、国が成長戦略の中核に位置付けている女性の活躍推進に係る施策等もふまえながら、「みえ県民カビジョン」の「次期行動計画」との整合を図り、具体的な事業や目標を掲げていきます。

#### (2) 計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

#### (3) 策定にあたっての主な検討項目

- ① 策定の趣旨、基本的な視点など
- ② 施策の方向（第一期実施計画の総括、目標など）
- ③ 実施事業と計画推進（具体的な事業内容など）

### 3 検討体制

計画の策定にあたっては、三重県男女共同参画審議会委員の意見を聞くとともに、三重県男女共同参画推進会議（庁内会議）の意見をふまえて策定を進めます。

### 4 今後の予定

平成27年12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案）
平成28年3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案）
平成28年3月中	策定・公表

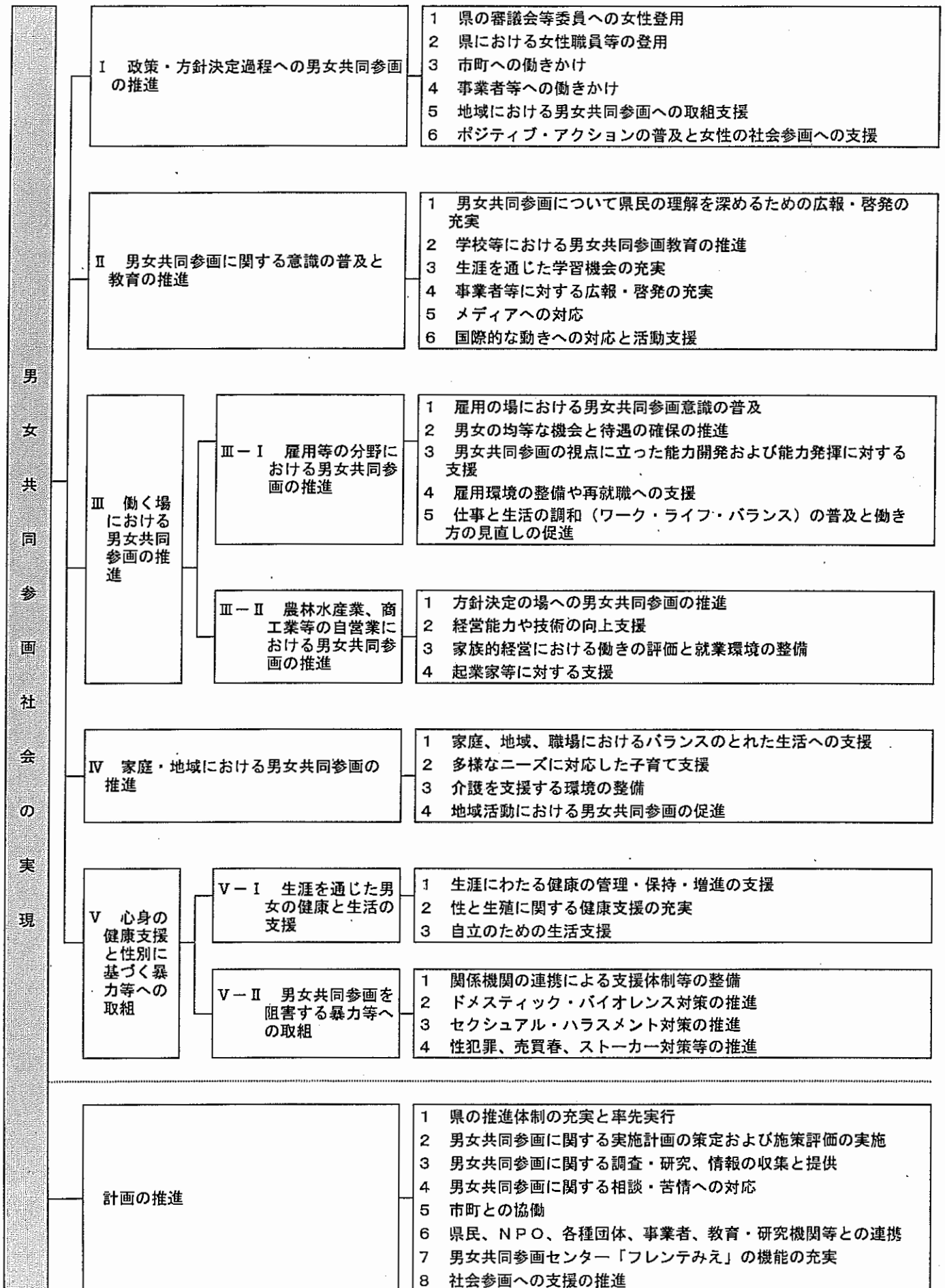
## 第2次三重県男女共同参画基本計画の体系

【参考】

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



## 5 三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）（骨子案）について

### 1 経緯

近年、人口減少と少子高齢化が急速に進展するなど大きな転換期を迎えているなか、国においては、外国人の受け入れ拡大の取組が進められています。多文化共生から生まれる活力が、「地方創生」の一つの鍵となると考えられることから、定住外国人を含めたすべての住民と一緒に築いていく地域社会をめざして、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」（以下、「新指針」という。）を策定するものです。

### 2 指針の検討状況

#### （1）策定の方向性

##### ① 指針の構成

指針は、基本理念と行動計画の二部構成とします（別紙）。

##### ② 基本理念

基本理念では、めざすべき「多文化共生」の地域社会像と「多文化共生」の強みを生かすための視点を明らかにした上で、現在の指針の成果と残された課題をふまえつつ、異なる文化的背景を生かして一緒に地域社会を築いていくための展開方向を示すものとします。

計画期間は2016（平成28）年4月1日から2020（平成32）年3月31日までとします。

#### ア めざすべき「多文化共生」の地域社会像

多文化共生に対する理解が深まり、文化的背景の異なる住民がともに協力しあってよりよい地域社会づくりを進めています。そこでは、異なる文化的背景をもつ人々の共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています。

#### イ 一緒に地域社会を築いていくための展開方向

めざすべき地域社会像を実現するため、一緒に地域社会を築いていく施策を進めます。

##### ③ 行動計画

基本理念に基づいて、具体的な施策体系や主な事業と関連事業について明記します。

#### （2）三重県多文化共生推進会議での検討状況

本年1月に開催した推進会議をふまえ、新指針の策定に向けた基本的な考え方について検討を行い、5月に開催した同会議において骨子案を検討しました。

今後、この骨子案に沿って行動計画を含めた中間案を策定して、次回推進会議において検討を行います。

### (3) 今後の予定

平成27年 8月～ 9月	三重県多文化共生推進会議（中間案の検討）
平成27年10月	環境生活農林水産常任委員会（中間案）
平成27年10月～ 11月	パブリックコメント
平成27年11月～ 12月	三重県多文化共生推進会議（最終案の検討）
平成27年12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の検討経過）
平成28年 1月～ 2月	三重県多文化共生推進会議（最終案の検討）
平成28年 3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案） 策定・公表

## 三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）（骨子案）

## （基本理念）

## 第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

- 1 三重県の外国人住民を取り巻く現状
  - (1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化
  - (2) 三重県の外国人住民
- 2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像
- 3 新たな指針の策定と計画期間
  - (1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定
  - (2) 「三重県国際化推進指針」の主な成果と残された課題
  - (3) 新指針の計画期間

## 第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

- 1 「多文化共生」の強みを生かすための視点
- 2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向
  - (1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
  - (2) 情報や学習機会の提供
    - ① 外国人住民等への多様な情報提供
    - ② 文化の違いや多様性を学びあう機会の提供
    - ③ 地域の魅力の多言語での発信
  - (3) 基盤となる安全で安心な生活への支援
  - (4) 展開に不可欠なさまざまな主体の連携
- 3 推進に向けての評価と検証
  - (1) 目標値の設定による進捗管理
  - (2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

## （行動計画）

## 第Ⅲ章 具体的な施策体系

- 1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
- 2 情報や学習機会の提供
  - ① 外国人住民等への多様な情報提供
  - ② 文化の違いや多様性を学びあう機会の提供
  - ③ 地域の魅力の多言語での発信
- 3 基盤となる安全で安心な生活への支援
- 4 展開に不可欠なさまざまな主体の連携

## 第Ⅳ章 主な事業と関連事業

次回の推進会議  
で検討





## 6 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称） （骨子案）について

### 1 策定の趣旨

防犯カメラについては、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）」に基づく指針において、学校や道路等への防犯カメラの設置を促進していること、また、防犯カメラは犯罪抑止に一定の効果があることから、商業施設や金融機関、駐車場等でその設置が進んでいる状況にあります。

その一方で、承諾のないまま自分の容姿を撮影されることや、個人情報である画像や音声の取り扱い等に不安を感じる県民の方々もいます。

このため、県では、防犯カメラの有効性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和し、その設置を促進することを目的に、設置者等が最低限配慮すべき事項をまとめた「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（仮称）」（以下、「ガイドライン」という。）を策定するものです。

### 2 検討体制

ガイドラインの策定にあたっては、学識経験者、PTA等の団体関係者、防犯設備事業者、教育委員会、警察本部、自治体等で構成される「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」において骨子案の検討をいただいたほか、庁内の関係部局で構成される「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」においても協議し、骨子案として取りまとめました。

今後は、引き続き、上記推進会議での検討をふまえつつ、各市町担当で構成される「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり市町担当者会議」とも協議を行い、策定作業を進めます。

### 3 ガイドライン（骨子案）の概要

ガイドラインは、次の項目によって構成します。（詳細については別紙参照）

- (1) ガイドラインの目的及び対象
- (2) 防犯カメラの有効性
- (3) 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事
- (4) 設置・運用規程の策定

#### 4 今後の予定

平成 27 年 8 月	犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議(中間案の検討)
平成 27 年 10 月	環境生活農林水産常任委員会 (中間案) パブリックコメント
平成 27 年 11 月	犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議(最終案の検討)
平成 27 年 12 月	環境生活農林水産常任委員会 (最終案)
平成 28 年 1 月	「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン (仮称)」の公表

### 第1 ガイドラインの目的及び対象

#### 1 ガイドライン策定の目的

- 防犯カメラは犯罪抑止に有効
  - ・商業施設、金融機関、駐車場等への設置が進む
- 防犯カメラに不安を感じる県民
  - ・承諾のないまま自己の容姿を撮影される不安
  - ・個人情報である画像や音声の取り扱い
- 防犯カメラの有効性とプライバシー保護の調和が不可欠
  - ・防犯カメラの設置にあたり、最低限配慮すべき事項を取りまとめたガイドラインを策定して、不安感を取り除き、防犯カメラの設置を促進する

#### 2 「防犯カメラ」の定義

- 「犯罪の防止」を目的とするもの
  - ・副次目的に防犯効果が含まれるものも対象
- 不特定かつ多数の人を撮影し、特定の場所に継続設置するもの
  - ・事業所、工場敷地内のみを撮影するものは対象外
  - ※設置場所を例示する
- 画像を記録する機能を有するもの

### 第2 防犯カメラの有効性

#### 1 犯罪の抑止

犯罪企図者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせる

#### 2 安心感の醸成

防犯カメラの設置により、地域住民に対して安心感を与える

#### 3 事件・事故の解決

万一事件や事故が発生した場合、録画された画像が解決の手がかりとなる

#### 4 環境の整備

性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境整備が可能となる

### 第4 設置・運用規程の策定

防犯カメラの適切な管理、運用を行うために、設置者又は管理責任者は、ガイドラインに基づき、防犯カメラの適切な独自の規程を作成する

#### 1 規程に盛り込むべき事項

- 設置目的
- 設置場所、撮影範囲
- 管理責任者等の指定
- 画像の漏えい、滅失、改ざん防止等、安全管理にかかる記録媒体の保管方法、保存期限、消去方法
- 画像の利用及び提供の制限
- 苦情等への対応
- その他必要な事項

#### 2 防犯カメラ設置運用規程

- 参考例を示す

### 第3 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事

#### 1 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止

#### 2 撮影範囲、設置場所

- 防犯効果が発揮され、かつプライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲

#### 3 設置の表示

- 見やすい場所にカメラを設置していること及び設置者の名称を表示

#### 4 管理責任者等の指定

- 防犯カメラの管理、運用を適正に行うための管理責任者等を指定

#### 5 秘密の保持

- カメラの運営、管理に関して知り得た情報の漏えい、不当目的使用の禁止

#### 6 撮影された画像の適正な管理

- 画像データや記録媒体の安全管理
  - ・許可者以外の立入禁止や施錠設備の設置
  - ・画像の不必要な複写、加工、外部持ち出し等の禁止
  - ・保存期間の設定（1か月以内）
  - ・保存期間が経過した画像の確実な消去

#### 7 防犯カメラで撮影された画像の閲覧、提供の制限

- 次の場合を除き、他の目的利用や閲覧、提供を禁止する
  - ・法令に基づく場合
  - ・生命、身体、財産の安全確保その他公共の利益のため緊急やむを得ない場合
  - ・捜査機関等からの閲覧要請に協力する場合
  - ・本人の同意がある場合

#### 8 苦情等への対応

- 防犯カメラの設置、管理、運用に関する苦情や問い合わせ担当者の指定

#### 9 業務の委託

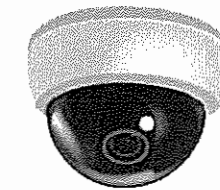
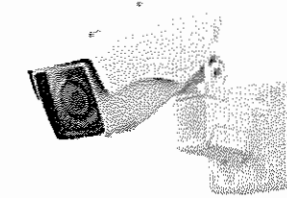
- 「防犯カメラの設置運用規程」の遵守事項を委託契約の条件にする

#### 10 保守点検と撤去

- 防犯カメラの機能維持のための定期的な保守点検

#### 11 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

- 設置後の有効活用のため、
  - ・管理責任者等の明確化や維持管理費等について事前に住民説明会を行い、設置に向けた合意形成を図る



設置者 ○ ○ ○ ○ ○  
連絡先 ○ ○ ○ ○ ○  
△ △ △ △ △  
□ □ □ □ □

## 防犯カメラ作動中

## 7 生活排水処理アクションプログラムの策定について

### 1 計画の位置づけ

生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)は、県内の生活排水処理施設の整備について、市町別に整備手法を定め、目標年度における整備水準を示したもので、施設整備のマスタープランとして位置づけられるものです。

県は、平成17年度に平成27年度を目標年度とする「生活排水処理アクションプログラム」を策定し、平成24年8月に中間年度(平成22年度)の実績をふまえて整備実態に合わせた見直しを行い、生活排水処理施設の整備を促進してきました。

### 2 現 状

#### (1) 国の動き

生活排水処理未整備地域の解消と既存施設の老朽化対策・更新が求められている状況をふまえ、平成26年1月に3省(国土交通省、農林水産省、環境省)が合同で新たな「都道府県構想策定マニュアル」(以下、「国マニュアル」という。)を策定し公表しました。国マニュアルでは、生活排水処理施設を概ね10年で「概成」させる方針が示され、また、都道府県構想を早急に見直すよう通知されているところです。

#### 【国マニュアルの概要】

- ① 汚水処理未普及地域に対し速やかに汚水処理施設を整備するとともに、既存施設の老朽化対策や更新を進めていく。
- ② 時間軸の観点を盛り込み、中期(10年程度)での早期整備とともに、長期(20~30年)での持続的な汚水処理施設構築をめざす。(図1)
  - ・ 中期的には、未整備区域について10年程度を目途に汚水処理の「概成」を目指した弾力的な手法を検討する。
  - ・ 長期的には、新規整備のみならず既整備地区の処理施設の改築・更新に合わせて施設の統合なども検討する。
- ③ 整備・運営管理手法については、地域のニーズをふまえ、水環境の保全、施工性など地域特性も勘案したうえで検討する。

## (2) 三重県の状況

三重県における生活排水処理については、下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備率が、平成10年度末に40.5%（全国40位）であったところ、平成25年度末には80.8%（全国30位・福島県を除く）となりました。（図2）生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、全国平均（88.9%・平成25年度末）に比べると整備率は依然として低い状況です。

年 度	整 備 率
平成10年度末	40.5%
平成15年度末（現行計画基準年）	63.2%
平成25年度末	80.8%
平成27年度末（目標年度）	82.2%（目標値）

現行の生活排水処理アクションプログラムは、目標年度を平成27年度末としています。引き続き計画的な生活排水処理施設の整備を進めるため、国マニュアルをふまえて次期計画の策定を行うこととし、そのめざす姿として、平成26年10月に、「生活排水処理施設整備基本方針」（以下、「県基本方針」という。）を市町に示しました。

### 【県基本方針の概要】

- ①国マニュアル等に基づき生活排水処理施設の整備手法を必要に応じて再検討する。
- ②生活排水処理施設整備率をベンチマーク（指標）として事業を進める。
- ③平成37年度を中期目標年次とし、汚水処理施設の概成に向けた計画とする。
- ④平成47年度を長期目標年次とし、人口減少や財政状況等をふまえた施設の改築・更新および運営管理計画とする。
- ⑤現行生活排水処理アクションプログラムと継続性を維持した計画とする。

## 3 次期生活排水処理アクションプログラムの策定

次期生活排水処理アクションプログラムの策定を行うため、各市町において整備計画の見直しを行う必要があることから、平成26年10月に「県基本方針」と併せて市町に「生活排水処理アクションプログラム市町作業マニュアル」を提示し、整備計画の見直し作業に着手いただいているところです。

今後、平成27年度末を目途に各市町から見直し後の市町整備計画の提出を受け県において広域的な観点から調整・検討したうえで、新たな計画の策定を行います。



図1 時間軸を考慮した汚水処理施設整備・運営管理手法の概念（検討例）  
（一部国マニュアル引用）

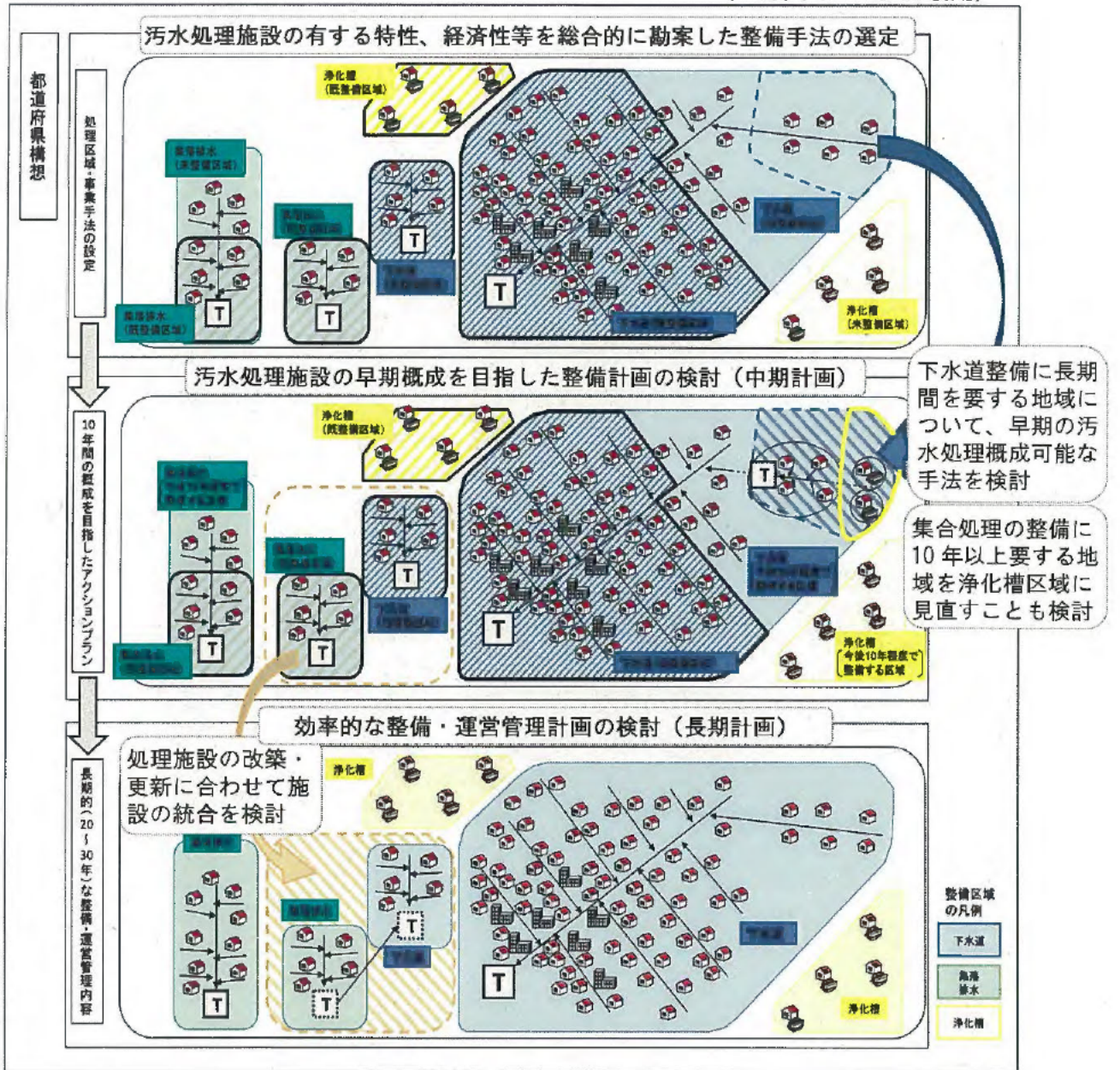
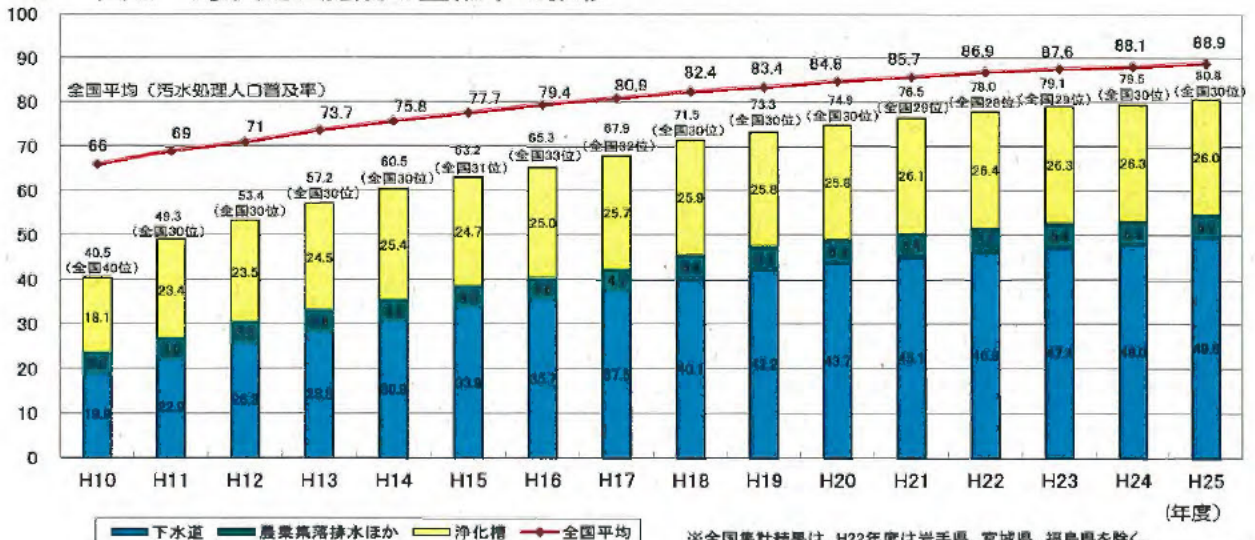


図2 汚水処理施設の整備率の推移 (%)



## 8 三重県廃棄物処理計画（骨子案）について

### 1 策定の趣旨と経緯

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

現行計画は平成23～27年度の5年間を計画期間としており、平成28年度以降の次期計画については、社会情勢の変化や国の基本方針をふまえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応した計画を策定する必要があります。

### 2 骨子案の概要

#### (1) 計画期間

おおむね10年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化にも柔軟に対応していくため、5年間（平成28年度～平成32年度）を計画期間とします。

#### (2) 現状と課題

現行計画の進捗状況は別紙1のとおりです。

##### ① 取組成果

- ・一般廃棄物の処理状況について、長期的に見ると最終処分量、排出量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。
- ・産業廃棄物の処理状況についても、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されている状況にあります。

##### ② 主な課題

- ・廃棄物の3Rに進展があったものの、近年は、ごみ排出量の削減が鈍化又は微増し、再生利用も横ばいとなる等の状況があります。
- ・枯渇性資源の有効利用を進めるなど循環を質の面から捉えた取組が必要です。
- ・廃棄物の持つ未利用エネルギーの活用を進める必要があります。

#### (3) 基本理念

廃棄物の減量、再生利用や熱回収により、温室効果ガスの排出抑制や省資源・省エネルギー化を進め低炭素社会および自然共生社会の形成につなげていくとともに、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として地域循環の環により一層有効活用し、資源生産性を高め、循環型社会の定着が実感できる社会を目指します。

#### (4) 取組方向

基本理念をふまえて、3つの取組方向を設定し施策を推進していきます。

##### ① ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が地域で最大限資源やエネルギー源として有効活用されることを目指します。

##### ② 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用され、天然資源の使用が抑制された循環と経済社会の調和が保たれることを目指します。

##### ③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心が確保されることを目指します。

### 3 今後の予定

今後、三重県環境審議会廃棄物処理計画部会において調査検討を進め、以下により計画策定を行います。

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ・平成27年10月    | 中間案のとりまとめ        |
| ・平成27年10～11月 | パブリックコメント、市町意見照会 |
| ・平成27年12月    | 最終案のとりまとめ        |
| ・平成28年2月     | 三重県環境審議会から答申（予定） |
| ・平成28年3月     | 計画策定             |



## 三重県廃棄物処理計画の進捗状況

## ○ごみゼロ社会の実現に係る目標達成状況

	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目 標 平成 27 年度
1 人 1 日あたりのごみ排出量	1,043g/人・日	986g/人・日	930 g/人・日
資源化率	31.0%	30.4%	36.5%
最終処分量	69,664t	50,042t	55,000t

## ○産業廃棄物の 3 R の推進に係る目標達成状況

	基準年度 平成 20 年度	平成 22 年度実績 (簡易調査)	平成 25 年度実績	目 標 平成 27 年度
排出量	9,577 千 t	11,044 千 t	8,505 千 t	10,551 千 t
再生利用率	40.6%	35.0%	43.0%	43.7%
最終処分量	273 千 t (420 千 t)	297 千 t (312 千 t)	258 千 t (304 千 t)	236 千 t

(注 1) 県の総合計画「みえ県民カビジョン」(平成 24 年 4 月)の策定にあたり、平成 22 年度の産業廃棄物排出量の調査結果をふまえ、三重県廃棄物処理計画の目標値(排出量、最終処分量)を変更しています。

(注 2) 最終処分量の括弧内の数値は、フェロシルトを含んだ最終処分量です。

## ○産業廃棄物の適正処理の確保に係る目標達成状況

	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目 標 平成 27 年度
電子マニフェストの普及率	25.0%	34.1%	40.0%

## ○産業廃棄物処理の監視指導と不適正処理事案の是正に係る目標達成状況

	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目 標 平成 27 年度
産業廃棄物の不法投棄発生件数	23 件 (10t 以上 5 件)	14 件 (10t 以上 3 件)	20 件 (10t 以上 0 件)
不法投棄における行為者特定事案の是正率	90.3%	100%	100%



## 9 RDF焼却・発電事業について

### 1 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業について

#### (1) 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の運営管理費

現在の管理運営委託契約が平成28年度末の期限であることから、企業庁において平成26年度に調査委託を発注し検討したところ、平成29年度から平成32年度のRDF焼却・発電施設の運営管理費用は、約78億8千万円との結果となりました。

#### (2) 平成29年度以降の収支不足見込額

企業庁において、平成29年度以降の維持管理費用、今後の各製造団体からのRDF搬入量見込みおよび発電電力の売電単価の動向などをふまえて、平成29年度以降の4年間の収支計画を試算しました。

#### 【試算結果 概要】

収入	約33億円
支出	約79億円
収支不足見込額	約46億円（関係市町と県が半分ずつ負担）

#### (3) 平成29年度以降のRDF処理委託料の決定

今後、RDF運営協議会で協議を行い、平成27年8月を目途に理事会・総会を開催し、平成29年度以降のRDF処理委託料を決定していきます。

#### (4) 平成29年度以降の運営主体

平成29年度以降の運営主体については、安全確保を最優先に、経営の安定性や地元住民の方々のご理解なども含めて総合的に判断していきます。

### 2 RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制構築について

RDF焼却・発電事業終了後も、各関係市町のごみ処理が円滑に行われるよう、新たなごみ処理体制の整備に向けて、市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っています。

#### <市町等における検討状況>

##### ① 桑名広域清掃事業組合

いなべ市を除く1市2町（桑名市、木曾岬町、東員町）の枠組みで、施設整備することが決まっており、平成26年度に処理方式や機種選定などの評価が行われました。

今後は、環境影響評価を実施するとともに発注仕様書の作成など、入札に向けた準備を行うこととしています。

② 伊賀市

平成 26 年 3 月に同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」から、一時的な民間委託の方向性についての答申があり、処理方針の検討が行われているところです。

③ 香肌奥伊勢資源化広域連合

松阪市を除く 3 町（多気町、大台町、大紀町）の枠組みで、処理の方向性について、事務レベルでの検討が行われているところです。

④ 東紀州地域

紀北町、南牟婁清掃事業組合（熊野市、御浜町、紀宝町）においては、尾鷲市を含む 2 市 3 町による新たな広域化の枠組みに向けて、検討が行われているところです。

3 RDF 貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟について

平成 15 年 8 月に発生した三重ごみ固形燃料発電所の RDF 貯蔵槽爆発事故等については、平成 27 年 3 月 19 日に津地方裁判所において判決の言渡しがあり、控訴の期限である同年 4 月 6 日までに、三重県および富士電機(株)ともに控訴しなかったため、第一審判決が確定し、本件訴訟は終結しました。

(単位：円)

	請求額	判決による認容額	遅延損害金を含む債権額
三重県	2,256,534,672	1,906,097,903	2,739,819,901
知事	442,943,114	376,501,646	541,182,434
企業庁	1,812,953,815	1,529,054,176	2,197,858,282
病院事業庁	637,743	542,081	779,185
富士電機(株)	3,147,525,943	783,538,243	1,188,546,201

(注) 富士電機(株)側の申し出により、双方の債権について、遅延損害金を含む総額を 4 月 10 日付けで確定のうえ、4 月 17 日付けで、富士電機(株)から三重県に支払われました。

## 10 三重県認定リサイクル製品の県の使用・購入状況について

### 1 「三重県リサイクル製品利用推進条例」

#### (1) 目的

平成13年3月に制定された「三重県リサイクル製品利用推進条例」は、リサイクル製品の利用を推進することとリサイクル製品の利用推進を通じてリサイクル産業の育成を図ることによって、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、県がリサイクル製品を認定し、その製品を購入、使用することにより、リサイクル製品の認知や普及を促し、それによって、県民、市町、事業者等によるリサイクル製品の利用拡大を目指すものです。

#### (2) 認定の流れ

県は、安全性や品質等について「三重県リサイクル製品認定委員」に意見を聞いたうえで審査を行い、基準に適合したものを「認定リサイクル製品」として認定します。

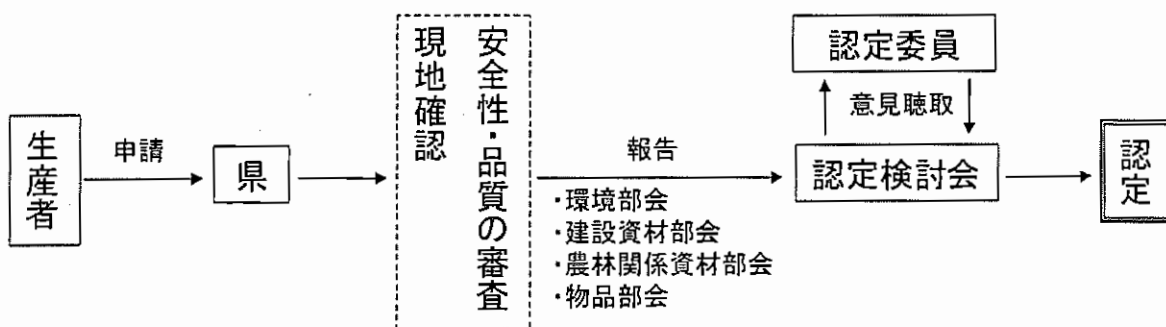


図 リサイクル製品認定フロー

## 2 平成26年度の認定リサイクル製品の使用・購入状況等

平成26年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、購入金額721,790,787円で、使用実績があった事業者数は58事業者でした。

また、平成26年度は、新規8事業者10製品、更新8事業者9製品を認定し、平成27年3月31日現在、52事業者の83製品を認定しています。

表1 三重県の使用・購入実績（条例第15条第2項に基づく報告）（単位：千円）

	建設資材		農業資材	物品等 その他	合 計
	土砂類 (改良土、サンドクッ ション材など)	その他 (グレーチング、コンクリ ート二次製品など)	肥料等		
26年度	(15事業者) 71,652	(40事業者) 650,009	実績なし	(3事業者) 130	(58事業者) 721,791
25年度	(13事業者) 95,050	(41事業者) 1,039,500	実績なし	(2事業者) 280	(56事業者) 1,134,830
24年度	(9事業者) 90,067	(26事業者) 1,118,981	実績なし	(7事業者) 480	(42事業者) 1,209,528
23年度	(9事業者) 49,630	(27事業者) 935,587	(1事業者) 1	(5事業者) 682	(42事業者) 985,900

表2 リサイクル製品認定状況（各年度末の認定数）（単位：件数）

	建設資材		農業資材	物品等 その他	合 計 ( )は事業者数
	土砂類 (改良土、サンドクッ ション材など)	その他 (グレーチング、コンクリ ート二次製品など)	肥料等		
26年度	23	50	1	9	83(52)
25年度	20	47	1	10	78(54)
24年度	20	54	3	14	91(55)
23年度	20	52	4	14	90(59)

## 3 平成26年度のリサイクル製品認定制度にかかる取組状況

### (1) 認定リサイクル製品の安全性の確認

認定リサイクル製品の安全性について、立入検査（41事業者41工場）や生産者からの適合状況報告により確認しました。また、立入検査時には、土砂類やコンクリート二次製品など有害物質の溶出試験を義務づけている製品等について、製品サンプル（41件）を採取し、6価クロムやヒ素等の重金属の溶出試験による分析・検証を実施しており、全ての製品について認定基準に適合していることを確認しました。

## (2) 認定リサイクル製品の利用拡大

三重の環境のホームページへの掲載、環境月間における県民ホールでの展示やパンフレットの配布等により、リサイクル製品のPRに努めました。

また、県の公共工事においては、認定リサイクル製品を利用するための発注機関への説明会の開催や設計時のチェックリストによる確認を行うなどにより、認定リサイクル製品の利用拡大に努めました。

## 4 今後の対応

### (1) 安全性の確認

新規や更新の認定時には、認定基準と照らし安全性等に関する審査を厳格に行います。

また、リサイクル製品に対する立入検査を随時実施し、サンプリング調査を行うなど、認定済みの製品についても安全性の確認を行います。

### (2) 利用拡大

リサイクル製品のPRに努め、県民のみなさんのリサイクル製品に対する認知度を高めるとともに、国、市町での利用促進や県の公共工事等における優先的な使用など、認定リサイクル製品の利用推進に向けた取組を進めます。





## 11 各種審議会等の審議状況について

(平成27年2月16日～平成27年6月2日)

### 1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成27年3月27日
3 委員	会長 宗村 南男 委員 梅村 光久 他7名
4 諮問事項	幼稚園の廃止認可について
5 調査審議結果	1件の幼稚園の廃止について審議され、認可することに「異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成27年8月頃開催

### 2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	(1) 平成27年3月6日 (2) 平成27年5月27日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委員 岸 葉子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	(1) 平成26年度事業の実施状況と平成27年度以降の取組方針について説明し、意見交換が行われた。 (2) (1)をふまえた今後の取組方針及び平成27年度事業の進め方等について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成27年9月9日

### 3 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	平成27年3月4日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 田部 眞樹子 委員 衛 紀生 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成26年度事業の実施状況と平成27年度事業の考え方や広報、博物館の評価項目やスケジュールについて説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成27年7月31日。

#### 4 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成27年2月17日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 吉田 悦之 委員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成26年度美術館事業進捗状況、平成27年度美術館事業概要について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

#### 5 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	(1) 平成27年4月13日 (2) 平成27年5月18日
3 委員	会長 太田 清久 副会長 塚田 森生 他18名
4 諮問事項	(1) (仮称)都市計画道路 鈴鹿亀山道路に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について (2) 石炭焚発電設備新設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	(1) 環境影響評価法第3条の3に基づく配慮書について、事業者から説明を受け、配慮書に記載された内容について審議された。 (2) 三重県環境影響評価条例第5条に基づく方法書について事業者から説明を受け、方法書に記載された内容について審議された。
6 備考	次回開催日、今後の予定： (1) 審議結果についてとりまとめ、平成27年5月28日に答申。 (2) 三重県環境影響評価委員会小委員会において、審議を行う。

#### 6 三重県公害事前審査会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県公害事前審査会 小委員会
2 開催年月日	平成27年5月14日
3 委員	小委員会委員長 武本 行正 委員 山崎 晶子、樋口 能士
4 諮問事項	コスモ石油四日市霞発電所の増設計画（設備の改造）に対する公害の防止に関する技術的事項に係る意見について

5 調査審議結果	三重県公害事前審査要綱第4条に基づき提出された資料について事業者から説明を受け、記載された内容について審議された。
6 備考	次回開催日、今後の予定： 審議結果についてとりまとめ、小委員会の審査結果を審査会の審査結果とし、平成27年6月に答申予定

## 7 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成27年6月1日
3 委員	会長 松井 真理子 委員 界外 直樹 他18名
4 諮問事項	三重県人権施策基本方針の改定について
5 調査審議結果	三重県人権施策基本方針（第二次改定）（中間案）および今後のスケジュール等について審議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成27年9月頃 今後の予定：審議結果について取りまとめ、平成27年9月頃に答申予定

## 8 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 平成27年2月17日 (2) 平成27年5月19日
3 委員	会長 小川 眞里子 副会長 山川 和義 委員 伊藤 公則 他17名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	(1) 県が実施する男女共同参画施策の平成25年度実施状況に対する評価について審議が行われ、中間評価としてとりまとめた。 (2) 県が実施する男女共同参画施策の平成26年度実施状況の評価の実施方法等について検討が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定： 平成27年7～9月の間に、各部会において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施する予定

### 9 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成27年2月18日
3 委員	会長 西川 幸城 副会長 鈴木 真由子 委員 上井 長十 他11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県消費者施策基本指針（案）について審議され、原案どおり了承された。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成27年7月頃

### 10 三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	(1) 平成27年3月19日 (2) 平成27年6月1日
3 委員	部会長 酒井 俊典 委員 太田 清久 他7名
4 諮問事項	三重県廃棄物処理計画の策定について
5 調査審議結果	(1) 現状等について説明し、意見交換が行われた。 (2) 計画骨子案について審議された。
6 備考	次回開催日：8月5日 今後の予定：9月末頃に中間案とりまとめ。